

平成26年度 産油国等石油関連産業基盤整備事業に係る 基礎調査事業の公募について

平成26年7月1日
一般財団法人国際石油交流センター
技術協力部

平成26年度 産油国等石油関連産業基盤整備事業に係る基礎調査事業を公募します。

1. 事業目的

産油国等石油関連産業基盤整備は、産油国の石油関連産業の基盤整備を支援し、我が国と産油国の友好関係の増進並びに連携の強化を図り、石油の安定供給の確保に資することを目的とします。

2. 事業実施基本方針

事業目的を達成するため次の3点を基本方針として、効率的、効果的に事業を実施します。

第一は、技術協力事業は産油国の要請に基づいた協力・支援でなければならない。事業目的を達成するには、その成果が相手国の石油精製分野発展の基礎となる人づくりや産業基盤の整備等に貢献し、多大な評価を以て受け入れられる必要がある。そのためには要請内容を重視し、その要請にきめ細かく応えることが重要である。

第二は、事業の実施に当たっては、我が国の「人材」や「技術」が有する強みを強調することにより、同様の事業を行っている他国との差異化を図り、我が国独自の経験と知見を活用した協力を通じ、相手国との相互理解を深化させることが必要である。そのためには、我が国から魅力的な提案を行うことによって、産油国における新たなニーズ・要請を掘り起こし、事業に結び付けていくことが重要である。

第三は、これらが相俟って我が国のプレゼンスが産油国に深く浸透していくように、継続的かつ柔軟な取組を行うことが重要である。産油国との友好関係は一朝一夕に築けるものではなく、実績の積み重ねとそれを通じて得られる相互の信頼がベースになっていることから、関係を維持強化するためには継続的な取り組みが肝要であるとともに、一方で石油を巡る情勢変化に応じたタイムリーな取り組みも必要である。

3. 事業の対象となる地域

上記の目的に照らし我が国の原油輸入の9割近くを占める中東産油国を優先国として、緊密な関係の維持・強化を図るべきであり、過去から事業を継続している国については、相手国のニーズの変化等に応じたきめ細かな対応をしていく。また、その他東南アジア、

中南米等の産油国についても優先国として位置付け、環境負荷低減、石油消費の効率化、安全操業等についての技術支援を進め、関係強化へ向けて取り組む。尚、対象地域の詳細の確認については、JCCP へお問合せをお願いしたい。

加えて、供給源の多様化を念頭に、我が国企業による資源開発権益獲得を支援するという立場から、潜在的開発余地が大きいイラク、我が国企業が石油精製部門での参入を計画しているベトナム、地理的近接性がある東南アジア諸国等についても、必要に応じて関係強化へ向けて取り組みます。

相手国によって関係の度合いや我が国に期待する協力・支援の内容が異なるので、対象国毎に戦略性を保ちつつ、過度の偏りが生じないよう事業を実施することにも留意しつつこれら地域を事業対象地域とします。

2. 募集内容

- (1) 本事業は、産油国石油関連産業の基盤整備事業の実施に向けて、相手国ニーズの把握と事業テーマ選定のための課題抽出を行い、次段階へ移行することの可否を調査する提案をして頂く事業です。次段階とは、現地の政府機関又は石油会社等との合意に基づき実施する、製油所の操業改善・高度化・省エネルギーや環境対策・技術開発等に係る技術協力（プロジェクト）です。
- (2) 調査を実施するにあたり、次年度以降プロジェクトとして取り組まれる場合の事業案も併せて提案して頂きます。

3. 応募資格

以下の要件を満たす、日本の法人とします。

- ① 当センターの事業目的を理解し、事業実施提案対象国との繋がりを有する、あるいは今後繋がりを希望していること。
- ② 事業を円滑に遂行するために、必要な経営基盤及び法令遵守や機密保持に係る適切な管理能力、必要な能力、知識、経験を有し、かつ、経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有していること。
- ③ 当該技術又は関連技術についての実績を有し、かつ、事業目標の達成及び調査計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ④ 複数者で共同提案するときは、それぞれの明確な責任と役割を示したうえで、全体の意志決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が提案書を提出すること。
- ⑤ 政府関係機関等からの補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の処分を受けていないこと。
- ⑥ 補助金適正化法、経済産業省の補助金交付要綱や当センターの各種規程等を遵守できること。

4. 事業実施方法

- (1) 事業採用決定者は、応募内容に基づく現地調査等を当センターからの出張委嘱で実施していただきます。出張に関する所定の手続きについては、後日連絡させていただきます。
- (2) 出張者は、出張後速やかに出張報告書を当センターへ提出し、必要があれば当センター内で出張報告会を開催します。

5. 事業に対する費用

- (1) 当センターの規程に基づき、出張に関わる経費を当センターが負担します。
- (2) ただし、事業に関する人件費等は、事業応募者の負担とします。

6. 選考方法及び結果通知

- (1) ご提案いただいた調査内容等を本事業目的と事業対象基準に照らし合わせ、同目的・同基準に合致しているか否かを当センター内で検討します。検討に当たって必要と判断すれば事業提案内容についてヒアリングする場合があります。
- (2) 提案書を元に可及的速やかに当センター内で審議、採否を決定し、その結果を連絡致します。

7. 募集期間

- (1) 調査事業提案は、平成27年1月30日（金）まで随時受付しています。

8. 応募方法

- (1) 事業実施希望者は、次の問い合わせ先にご連絡ください。折返し、応募書類の雛形を送付します。

問い合わせ先：〒170-6058

東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル 58階
一般財団法人 国際石油交流センター 技術協力部

担当：上席参事 雨宮 敏文（アミヤ トシミ）

参事 野林 幸雄（ノハヤシ ユキオ）

FAX： 03-5396-8015

TEL： 03-5396-8021

e-mail： kiban-27@jccp.or.jp

- (2) 応募書類作成の上、上記問い合わせ先まで、紙体で郵送、又は持届けをお願いします。尚、同時に e-mail で電子媒体もご送付してください。

以 上